労秘第一六二二號

昭和十二年七月二十一日　警視総監　齋藤樹

内務大臣　馬場鍈一殿

社會局長官殿

勝田硝子工場ノ労働争議ニ関スル件（発生ニ解決）

要旨（事業主ハ事業不振ノ為メ臨時休業ヲ発表セルガ従業員五名ハ事業主ト折衝ノ結果従業員側ニ於テ諒解スルコトヽナリ七月十七日退職手当支給ニ依リ解決セリ）

標記工場ニ在リテハ事業不振ノ為メ臨時休業ヲ発表セルニ端ヲ発シ労働争議発生並ニ解決セルガ其ノ状況左記ノ通ニ有之

記

一、争議発生ノ場所　城東区亀戸町三ノ二一二番地

二、発生並ニ解決月日　七月十一日発生　同月十七日解決

協調會調査部 資料 12.7.27 受付 番号第15号